

## 第2章 少子化対策の取組

### 第1節 これまでの少子化対策

#### (エンゼルプランと新エンゼルプラン)

1990(平成2)年の「1.57ショック」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを生ま育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)(文部、厚生、労働、建設の4大臣合意)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン。大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意)が策定された。

#### (次世代育成支援対策推進法)

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003(平成15)年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)が制定された。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。

#### (少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン)

2003年7月、議員立法により「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)が制定され、同年9月から施行された。同法に基づき、2004(平成16)年6月、「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)が閣議決定された。

同年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を決定し、2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。

#### (新しい少子化対策について)

2005年、合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006(平成18)年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。

#### (「子どもと家族を応援する日本」重点戦略)

2007(平成19)年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)が取りまとめられた。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、その社会的基盤と

なる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。

### （子ども・子育てビジョンの策定）

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、2009年1月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年6月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。

その後、2009年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役（大臣、副大臣、大臣政務官）で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、2010（平成22）年1月29日、少子化社会対策会議を経て、「子ども子育てビジョン」が策定された。

### （待機児童解消加速化プラン）

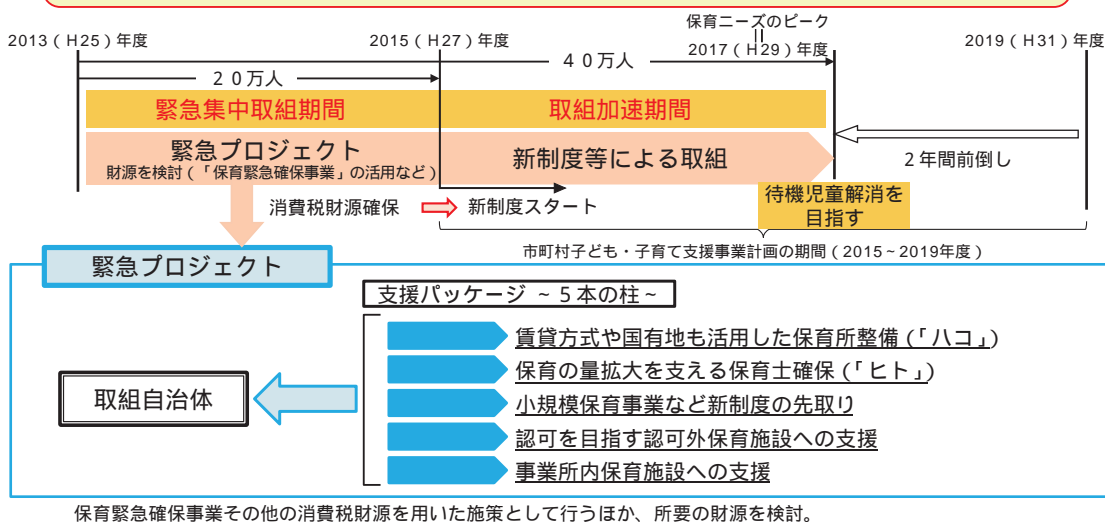
喫緊の課題である待機児童の解消に向け、2013年（平成25）4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2015（平成27）年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援することとしている。

このプランでは、2013年、2014（平成26）年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援新制度がスタート予定の2015年度から2017年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える2017（平成29）年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、前述と合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしている。

## 第1-2-1図 待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。  
足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。  
地方自治体が更にベースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



出典：厚生労働省資料

## 第2節 「子ども・子育て新制度」の概要【特集】

2012年3月に、政府が平成24年通常国会(第180回国会)に提出した「子ども・子育て関連三法案」は、国会審議等による修正等を経て、同年8月10日に成立し、8月22日に公布された。成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連三法に基づく、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、早ければ消費税率が10%に引き上げられる予定の平成27年度から本格施行される予定である。

新制度の成立に至る検討の経緯、新制度の概要等は以下のとおりである。

### 1. 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいる。

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない。また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、

希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多い。

もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要である。

これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしておくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められている。

## 2．新たな子育て支援制度の検討の経緯と法案提出

こうした要請を受けて、政府では幼保一体化を含む新たな子育て支援の制度について検討を行うため、関係閣僚を構成員とする検討会議を開催すること、その下に関係府省の副大臣、政務官からなる作業グループを置くことを2010年1月に少子化社会対策会議において決定した。同年9月からは作業グループの下に、有識者、保育・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの参画を得て、「基本制度」、「幼保一体化」及び「こども指針（仮称）」の3つのワーキングチームを開催し、制度の具体的な検討を進めた。計35回にわたるワーキングチームでの議論のとりまとめとして、2012年2月に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」を公表し、同年3月には、それを受けて、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等を少子化社会対策会議において決定した。

それらに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の三法案を、税制抜本改革関連法案等とともに2012年3月30日に平成24年通常国会（第180回国会）に提出した。

## 3．国会審議における法案の修正等と成立

国会に提出された三法案の審議は、2012年5月から衆議院において開始された。

その後、衆議院での審議及び2012年6月15日の自民党・公明党・民主党の3党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合においてとりまとめられた「社会保障・税一体改革に関する確認書」を踏まえて、「子ども・子育て支援法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する議員修正案が提出されるとともに、新たな議員立法として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出された。

これらの三法案は、同年6月26日に衆議院において可決された後、同年8月10日に参議院において可決・成立し、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」として同年8月22日に公布された。

## 4 . 新制度の主なポイント

新制度の主なポイントは以下の3点である。

一点目は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設である。

これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしている。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとした。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となる。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとしている。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなる。

二点目は、認定こども園制度の改善である。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設である。また、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど、地域の子ども・子育て支援の役割も果たすことが期待されている。認定こども園制度は2006年に創設されたものであるが、利用者から高い評価を受け一方で、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という二つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきた。

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとしている。また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となる。

三点目は、地域の子ども・子育て支援の充実である。保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

新制度は、これらの取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域

の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会を実現するものである。

## 5 . 新制度の実施主体

新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における幼児教育・保育及び子育て支援についての需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定し、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することとしている。その上で、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成するなど市町村による子ども・子育て支援策の実施を国と都道府県が重層的に支える仕組みとしている。

### 第1-2-2図 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

#### 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

#### 主なポイント

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



出典：内閣府資料

## 6 . 施設・事業等の利用手続きと市町村の役割

新制度において、「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等の事業を利用するに当たっては、保護者は市町村に対して、給付を受ける資格があること、及び子どもの年齢（満三歳以上又は未満の別）や保育の必要性の有無による区分に該当することについての認定の申請を行い、認定を受けることとなる。

申請を受けた市町村は、申請を行った保護者の子どもが、保育を必要とする場合に該当すると認めるときは、上記の認定と併せて、その保護者の子どもの保育必要量（施設型給付等を支給する保育の量）の認定も行う。なお、市町村は、新制度においては、申請のあった子どもについての入所決定とは別に保育の必要性の認定を行い、認定証を交付する。

認定を受けた保護者は、市町村の関与の下、施設・事業等を選択し契約を行うこととなるが、市町村は新制度の下でも、保育所での保育の実施義務を負い、保育所以外の保育（認定こども園や小規模保育等）についても必要な保育を確保する義務を負うことから、当分の間、「保育を必要とする」との認定を受けた子どもについては、市町村が保護者からの利用の申し込みを受けて利用調整を行い、利用可能な施設・事業者のあっせん等を行うほか、施設・事業者に対して、その子どもが利用できるよう要請を行うこととなる。なお、保護者が私立保育所を利用する場合には、保護者と市町村が契約を行う形となる。

## 7．費用負担

新制度は、社会保障・税一体改革の一項目であり、これまで高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）とされていた国分の消費税収の用途を、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）として子育て分野にも拡大し、その財源を得て本格施行されるものである。

具体的には、2015年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち0.7兆円程度を新制度に充てることとされ、それにより保育等の量的拡大や質の改善を図ることとしている。

また、「社会保障・税一体改革に関する確認書」や、子ども・子育て関連3法に対する参議院の附帯決議においては、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の確保について、最大限努力するものとする旨の記述が盛り込まれている。

## 8．新制度の施行に当たっての政府の推進体制の整備

新制度では、子ども・子育て支援法上の事務の企画立案から執行までを一元的に内閣府が所管するとともに、認定こども園制度も内閣府が所管することとなる。そのため内閣府に、それに対応した組織として「子ども・子育て本部」を設置し、新制度の一元的な実施体制を整備することとしている。一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性の確保の観点から、文部科学省、厚生労働省とも連携しながら事務を実施することとなる。

## 9．子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に「子ども・子育て会議」を設置することとしている。同会議は、2013年4月に内閣府に設置され、子ども・子育て支援の意義や市町村・都道府県が作成する事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っている。

また、子ども・子育て支援法では市町村、都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされている。市町村、都道府県における審議会その他の合議制の機関の設置については、政府が提出した法案では、「置くことができる」とされていた規定が、国会審議等を経て、「置くよう努めるものとする」という規定に修正されたものであり、市町村、都道府県における子ども・子育て支援施策について、多くの関係者の参画を得て進めていくため、その設置が望まれるものである。

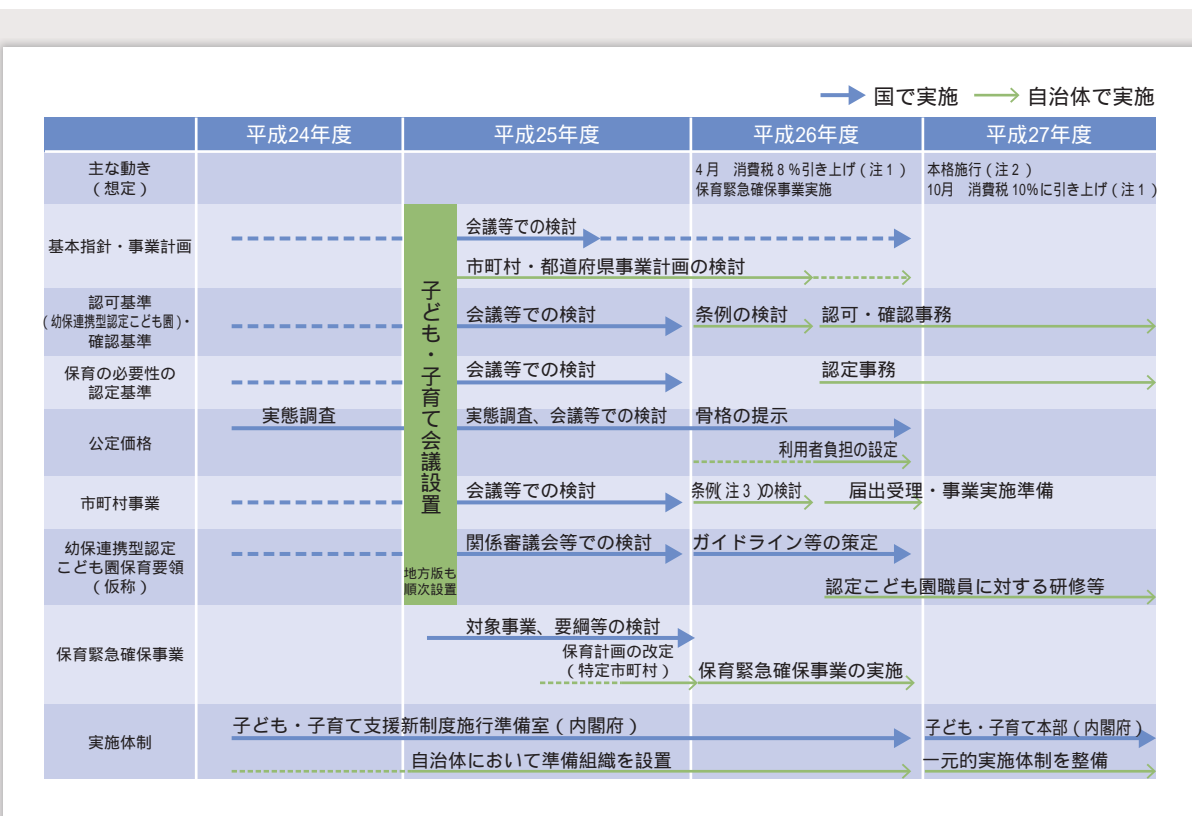
## 10. 今後の予定

新制度は、先述の通り、2015年10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる財源を得て本格施行するものであり、早ければ2015年4月に本格施行される予定である。

本格施行に先立ち、2013年度には国の「子ども・子育て会議」において、基本指針や幼保連携型認定こども園の認可基準、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる施設・事業者の確認基準等についての検討が開始された。その内容を踏まえ、市町村では事業計画の策定や条例の制定等を行い、2014年秋以降、保育の必要性の認定や認定こども園・幼稚園の園児募集、保育所への入所手続などの事務が行われることとなる。

なお、消費税率が8%に引き上げられる予定とされている2014年度からは、新制度の円滑な施行を図るため、待機児童が多い市町村において「保育緊急確保事業」が行われることとなっている。

第1-2-3図 本格施行までの現時点での想定イメージ（平成27年度施行を想定）



(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

出典：内閣府資料



### 第3節 少子化危機突破のための緊急対策【特集】

これからの若い世代が家族を形成し、子育てに伴う喜びを実感できると同時に子どもたちにとってもより良い社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児における課題の解消を目指すとともに、家族を中心に置きつつ、地域全体で子育てを支援していく取組の推進等について検討を行うため、2013（平成25）年3月に内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下に、「少子化危機突破タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）が設置された。タスクフォースにおいては、家族形成に関する国民の希望が叶えられない阻害要因の解消方策や、家庭と地域における子育ての向上に向けた支援の在り方等に関する議論が行われ、同年5月28日には、『少子化危機突破』のための提案」がとりまとめられ、この提案をもとに、同年6月7日には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。

「少子化危機突破のための緊急対策」の内容については、以下のとおりである。

## 少子化危機突破のための緊急対策

平成25年6月7日  
少子化社会対策会議決定

### はじめに

#### 1．我が国は、社会経済の根幹を揺るがしかねない「少子化危機」とも言うべき状況に直面している。

少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもない。一方で、少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、直接的には年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、社会的課題であるということ念頭に置いた対策が必要である。

#### 2．少子化対策を「新たなステージ」へ高める観点から、『少子化危機突破のための緊急対策』に早急に取り組む必要がある。

現在も多くの若者が、将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっている。しかしながら、晩婚化が進むとともに、生涯未婚率が上昇しており、また、合計特殊出生率も1.41（2012）と、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶えることができていない。こうした国民の希望を叶える観点から、少子化対策は、政府をはじめ関係者あげて取り組まなければならない国民的な課題である。

一方で、政府はこれまでも少子化対策に継続的に取り組んできたが、少子化の進行に十分に歯止めがかかっているとはいえない。

・いわゆる「団塊ジュニア世代」による「第3次ベビーブーム」は到来せず、「出生数」の減少傾向が続いている。

・「合計特殊出生率」は1.26（2005年）から1.41（2012年）まで上昇したが、先進国の中でも低い水準である。しかも、このまま上昇傾向が続くかどうか不明である。

・晩婚化が進むとともに、生涯未婚率は上昇している。

フランスやスウェーデンの例のように、総合的な政策の充実・強化によって、個人の価値観や選択を前提としながら出生率を反転させ、少子化傾向に歯止めをかけることも可能であると考えられる。

こうしたことから、従来 of 取組の成果と課題、地域の実情やニーズを踏まえ、少子化対策の重要性に関して国民的な認識の醸成に努めつつ、「少子化危機」を克服するために少子化対策を「新たなステージ」に高める観点から、『少子化危機突破のための緊急対策』に取り組むことが強く求められている。

## 基本方針

これまでの少子化対策は、「子育て支援」と「働き方改革」を中心に取り組んできており、『子ども・子育て関連3法』の成立や『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』の策定などを進めてきたが、待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめとして更なる強化が必要となっている。

一方、個人の希望の実現という点で政策ニーズが高く、出生率への影響も大きいとされている「結婚・妊娠・出産」に係る課題については、これまでの取組は弱いのが現状である。

### 【緊急対策の柱 「3本の矢」で推進】

このため、『少子化危機突破のための緊急対策』として、

- ・ 「子育て支援」と「働き方改革」をより一層強化するとともに、
- ・ 「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進する。

### 【対策の狙いー支援を「新たなステージ」に】

こうした対策をパッケージとして進めることにより、

結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」、  
「第1子・2子・3子以降」のそれぞれに対応した支援  
の総合的な政策の充実・強化を目指す。

### 【対策成功のカギ】

上記の取組にあたっては、当事者だけでなく、家族・地域・職場が積極的に支援していく環境づくりが重要である。このため、

国民への情報発信と政府による着実な施策実行、  
地域や職場の取組に対する社会的な支援、  
子どもたちやシニア世代の「祖父母力」など幅広い年齢層の参加促進  
を進めていく。

## ．緊急対策の柱 「3本の矢」で推進

### 1. 「子育て支援」の強化

#### (1) 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行

我が国の「子育て支援」は、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、大きな転機を迎えた。この画期的な新制度を着実かつ円滑に施行するため、25年4月に「子ども・子育て会議」を設置し、検討を開始したところであるが、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図り、地域の実情に応じて、子育て支援が総合的に推進できる体制を整備する。

#### (2) 「待機児童解消加速化プラン」の推進

「子育て支援」において緊急的に取り組むべき課題として、都市部を中心とする「待機児童問題」がある。この問題解消のため、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに前倒しで、地方自治体に対し、できる限りの支援策を25年度からスタートさせ、待機児童解消の「加速化」を図る。これにより、「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)に約20万人分の保育を整備し、「取組加速期間」(平成27～29年度)に更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズも含め約40万人分の保育の受け皿を確保する。その際には、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進する。

#### (3) 多子世帯への支援

多子世帯特に3子以上世帯に対しては、子育てにかかる費用負担の軽減を図る観点から、現在講じられている保護者負担における特例措置などの支援はもとより、様々な支援を展開していくことが重要である。

#### (4) 地域・職場の「子育て支援ネットワーク」

地域や職場における子育て支援を推進するとともに、親同士の交流や世代間交流を促すため、スポーツや文化芸術等を基盤とした「子育て支援のためのネットワークづくり」や、「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」、企業・店舗等が参加する「子育て支援のためのパスポート事業」の推進、地域コミュニティの子育て支援の拠点の確保、事業所内(大学・病院等を含む)の保育等の支援を推進する。

また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援、児童虐待に対する相談・支援体制の強化等、社会的養護が必要な子どもに対する里親委託やファミリーホームの推進、児童養護施設等の小規模化等による家庭的養護の推進や自立支援の推進等により、特に支援が必要な子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

### 2. 「働き方改革」の強化

#### (1) 子育てと仕事の「両立支援」

男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の抑制やテレワークの活用等による働き方の柔軟化などの働き方改革を強力に進める必要がある。また、現行育児・介護休業法の趣旨の徹底化を図り、子どもが3歳になるまでは、希望する場合に

は、男女とも育児休業や短時間勤務を取得しやすいよう、企業における環境整備を働きかける。パートタイマーなど非正規労働者も育児休業を取れるよう職場環境づくりを進める。

## (2) 中小企業の両立支援促進

仕事と子育ての両立の取組を促進するために、両立支援の取組を行うことに課題が多い中小企業への配慮等が重要であり、育児休業取得後の円滑な職場復帰支援として、「育休復帰支援プラン(仮称)」の策定等を行うとともに、育児休業者の代替要員確保のための助成を行う。さらに、中小企業における仕事と子育ての両立支援の好事例を普及し、企業の実情に応じた取組を促す。

## (3) 企業による「女性登用」の促進

女性が子育てをしながら活躍して働くことができる環境整備という観点から、個別企業における役員・管理職等への女性の登用や登用状況の情報開示に向けた働きかけを行う。全上場企業において、まずは、役員に一人は女性を登用するよう働きかけている。

## (4) ロールモデル等の普及

女性がキャリア形成をしていく上で、身近にロールモデル(キャリア形成での目標となる社員)やメンター(女性社員の相談・サポートをする社員)がいることは大きな支えとなることから、企業におけるロールモデルやメンターの普及を図るとともに、女性就労者に対する教育訓練機会の拡充を促す。

## (5) 男性の働き方の見直し

子育て期をはじめとして男性の働き方の見直しや意識改革も進めていく必要があり、仕事と子育ての両立支援のほか、長時間労働の抑制や多様で柔軟な働き方の促進等のワーク・ライフ・バランス施策を推進する。

# 3. 結婚・妊娠・出産支援

## (1) 結婚・妊娠・出産支援の「全国展開」

結婚を希望する者が結婚できるように、若者の経済面における安定の確保に向け、自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援に引き続き取り組むとともに、新婚世帯に対する経済面などの支援措置を検討する。また、地域や職場における取組を推進するため、全国レベルでの結婚・妊娠・出産支援に関する情報共有や、先進的な事例等に対する表彰を行う。

中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会の推進や地域の青年活動の促進等を図る。

## (2) 妊娠・出産等に関する情報提供、啓発普及

妊娠・出産等について、適切な時期に正確な情報提供を行い、啓発普及を図ることが重要である。このため、女性及び男性を対象にした多様な情報提供の充実を図る観点から、その提供する情報の内容・時期・方法等について専門的な検討を行う「情報提供・啓発普及のあり方に関する研究班」を設置し、具体的な施策を検討する。

### (3) 地域の「相談・支援拠点」づくり

地域における相談支援拠点の体制充実を図るため、「女性健康支援センター」等について、電話・メール相談体制の充実（全国統一の番号、利用しやすい受付時間の設定等）を進め、利用者が相談しやすい環境を整える。また、相談支援拠点について全国統一番号の呼称等を分かりやすく覚えやすいものにするなど、周知を図るとともに、利用者がより気軽に利用できるようにする。

### (4) 「産後ケア」の強化

産院退院後の悩みや孤立からもたらされる育児不安等は、第2子以降の出生行動に影響を与えうるといった指摘や、児童虐待の問題にも関わっているとの指摘がある。このため、退院後の母子にできる限り早期の接触を図り、必要な支援につなげることが必要である。具体的には、早期の電話相談等の充実を図る「産後早期ケア（産後3、4か月まで）」の強化や、産後ケアセンター等において休養（日帰り、宿泊）等を行う「産後レスパイト型事業」や、現在活動していない助産師等を活用した子どもの世話に関する相談に対応したり、シニア世代の活力である「祖父母力」を活用して、母親の話し相手や一緒に外出するなどの支援を行う「産後パートナー事業」をモデル事業として導入し、その成果を踏まえて対応を検討する。

### (5) 地域医療体制（産科・小児医療）の整備

社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえ、地域の産科・小児医療体制の整備のため、地域医療・医師確保に取り組む。

### (6) 不妊治療に対する支援

不妊治療に対する支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ支援を進める。

## 4. 国民的な認識醸成と地域プランへの支援

### (1) 国民への情報発信と政府による着実な施策実行

我が国が直面している「少子化危機」を突破し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい社会を作っていくには、これから結婚・妊娠・出産する世代や、現在子育て中の世代への支援の重要性に加え、地域や職場における認識を深めてもらうため、広く情報発信を強化していくことが重要である。特に、企業の経営者や自治体の首長の間で「少子化危機」に関する状況及び対策の必要性について認識を広め、少子化対策への積極的な参加を推進していくことが重要である。

また、こうした少子化対策の展開にあたっては、具体的な政策目標・スケジュール等を明確に示し、国民的な理解を得ながら着実に実行していくことが重要である。

### (2) 「地域・少子化危機突破プラン」の推進

少子化対策においては、地域の実状に即した取組が重要である。このため、地方自治体が創意工夫した「地域・少子化危機突破プラン」を全国から公募し、その中からモデル的な取組を選定した上で、集中的にその取組を支援し、成果や課題について全国的に共有することにより、少子化対策の地域レベルでの取組を推進・加速化させる。

## 5 . 制度・財源面の対応

### ( 1 ) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。

また、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行を確保し、待機児童解消等を推進するため、平成26年度に「保育緊急確保事業」を実施する。

地域において若者が経済面における安定性の確保ができる企業に雇用されるなどの環境が整備され、結婚、子育てができる社会を構築するため、「結婚・妊娠・出産支援」や「子育て支援」などの多様な取組に対して、安心こども基金等の活用も含めた財政的な支援について検討する。

### ( 2 ) 「次世代育成支援対策推進法」の延長・強化の検討

平成26年度で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」について、官民あわせて「少子化危機突破」に向けた取組を推進する観点からも、その延長・強化を検討する。